

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	薬機法改正による課徴金納付命令の導入に伴う所要の措置		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正により、新たに課徴金制度を創設することを受け、当該制度によって納付した課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととする。 ・特例措置の内容 虚偽・誇大広告の禁止の規定に違反した者に対する課徴金納付命令に係る規定を新設するとともに、違反広告の中止、訂正広告等の措置命令に係る規定を新設する。		
関係条文	法人税法第55条、所得税法第45条		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 医薬品、医療機器等の虚偽・誇大広告の禁止の規定に係る違反状況や現行法による対応の困難性を踏まえ、虚偽・誇大広告で得た経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることで違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保する。 （2）施策の必要性 課徴金納付命令により支払わせた課徴金について、損金、必要経費に算入できることとなれば、課徴金制度を設けた趣旨を果たせなくなるため、他法における課徴金納付命令と同様の税制措置を行う必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		

ページ

4 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康作りを推進すること 施策大目標 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること 施策目標 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること（I－6－2）
	政策の達成目標	虚偽・誇大広告の販売で得た経済的利得を徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、違反行為の抑止を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	－
	同上の期間中の達成目標	－
	政策目標の達成状況	－
有効性	要望の措置の適用見込み	医薬品、医療機器等の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する虚偽・誇大な広告は、違反する者のある年もあれば、違反する者のない年もあるため、推計は困難。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	虚偽・誇大広告の販売で得た経済的利得を徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保できる。 課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととしなければ、課徴金制度による違反行為の抑止効果が十分に発揮できない。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	－
	予算上の措置等の要求内容及び金額	－
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
	要望の措置の妥当性	課徴金制度によって納付した課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととするものであり、税制でなければ措置できない。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和２年度施行の予定があり令和２年度税制改正要望で登録していたが、令和３年度に施行することとなったため、今般、改めて要望を行うこととした。